# 石川県中央会 会報 No.5

# 目 次

◆経済産業大臣と中小企業団体との懇談会が開催される	2
◆秋の叙勲・褒章受章の方々(会員関係)	
◆平成 16 年度経済産業省重点施策決定!	6
◆保証制度の創設について(石川県信用保証協会)	8
◆石川県中小企業団体事務局協議会創立 20 周年記念式典開催される	9
◆海外視察研修事業(韓国)報告	
◆第55回中小企業団体全国大会開催	14
◆組合青年部代表者会議、組合青年部都道府県交流会開催される	17
◆青年中央会会員交流ゴルフ大会開催される	18
◆中央会女性研修会開催される	18
<ul><li>◆中央会パソコン研修会開催される</li></ul>	19
FFFD SOFFISH	
◆個別専門相談室開催のご案内	20
◆決算関係書類等の提出について	20
◆石川県最低賃金について	21
◆新 JIS マーク制度への移行支援のための相談窓口の設置について	21
◆パートタイム労働指針の改正について	22
◆平成 15 年工業統計調査の実施について	23
◆中央会年末・年始の業務について	
◆新事務局体制及び事務局新規採用職員紹介	24
◆小規模企業共済制度について	
◆中央会共済特集!	
◆県内の情報連絡員報告(9、10月)	
◆定期便誘致へ向けて 上海・小松チャーター便ご利用を!!	35

# 経済産業大臣と中小企業団体との懇談会が開催 される

10月2日、全国中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国商店街振興組合連合会の中小企業団体と、中川昭一経済産業大臣との懇談会が開催されました(都内キャピトル東急ホテル)。当中央会 五嶋耕太郎会長が全国中央会評議員として出席されました。

懇談会では、各団体代表者が要望を行い、全国中央会からは、石川会長より経済産業大臣に対し、(1)劇的な景気対策、デフレ対策の即時実施、(2)中小企業対策予算、中小企業連携組織対策予算の抜本的な拡充、(3)消費税の引上げ議論反対・中小企業支援税制の抜本的強化、(4)中小企業のすみずみまで行き渡る金融対策の実施、の4項目について要望を行いました。

同懇談会には、中川経済産業大臣をはじめ、坂本剛二経済産業副大臣、江田康幸経済産業大臣政務官、村田成二事務次官、佐野忠克経済産業審議官、北畑隆生官房長、石田徹総括審議官、奥田真弥審議官、杉山秀二経済産業政策局長、青木宏道商務流通審議官、望月晴文中小企業庁長官、松井英生次長、福下雄二審議官、大道正夫事業環境部長、西村雅夫経営支援部長等が出席し、中小企業4団体は、全国中央会から、石川忠会長、坂戸誠一常任理事、五嶋耕太郎評議員、田勢修也専務理事、日本商工会議所から、山口信夫会頭、高梨昌芳副会頭、井上裕之特別顧問、植松敏専務理事、全国商工会連合会から、清家孝会長、國府初雄副会長、有岡惇二理事、井田敏専務理事、全国商店街振興組合連合会から、桑島俊彦理事長、鯉江盈副理事長、坪井明治副理事長、内藤博光専務理事が出席しました。

なお、自由懇談において、全国中央会から坂戸常任理事より、組合組織の果たす役割の重要 性等について、また、五嶋評議員より、トップ企業に対する支援、セーフティネット対策以外 にも普通の中小企業の育成を図るための予算の拡充等について要望を行いました。



全国中央会石川会長の挨拶



中川経済産業大臣の挨拶

# 経済産業大臣に対する要望

全国中小企業団体中央会会 長 石 川 忠

我が国の経済状態は、非常事態。

我が国経済を支える底力であり、雇用の担い手である中小企業は、消費の低迷、公共事業の減少、長期にわたるデフレ不況などにより先行きが見えない極めて厳しい中、コストの削減に努め、従業員の雇用を守るため日夜懸命の努力を続けております。

景気は上向きつつあるとの見方がありますが、円高と相俟って、依然受注の減少等が続いており、中小企業の足元では景気回復など全く実感できない状況にあります。

痛みに苦しみ、自信を失いかけ、将来に強い不安を抱いている国民、中小企業が、復活を目指して頑張っていくためには、デフレ経済からの脱却を最優先とし、景気回復のきっかけとなる対策を早急に打ち出すことが必要でありますので、下記事項を即時実施していただくようお願いいたします。

記

# 1. 劇的な景気対策、デフレ対策の即時実施

経済の底支えを担う中小企業は存亡の危機にあります。また、多数の失業者を抱えるなど、 国民の将来不安は極めて高まっております。

企業経営者が、そして国民が不安感を断ち切り、復活に向けて生き生きと活動できるきっかけとなるような、分かりやすく、目に見えて、驚きのある施策を打ち出し、デフレ不況対策を即時実施していただきたい。

特に、大きなウェイトを占める個人消費に着目した施策を創案するなど内需の振興に注力 する必要があります。

逆に、不安感を煽り、中小企業や中高年齢者に痛みが集中しかねないような施策等は行わないようお願いいたしたい。

# 2. 中小企業対策予算、中小企業連携組織対策予算の抜本的な拡充

中小企業に温かく手厚い支援施策を講ずることができるよう、中小企業対策予算の抜本的拡充を図っていただきたい。

特に、創業、新技術・新商品・アイデア開発へのさらなる思い切った支援、既存中小企業への助成の拡充、中小企業を組み込んだ我が国らしい対外経済協力の推進、貸し渋り駆け込み寺など金融面・資金面でのさらなる梃子入れなどを実施していただきたい。

また、創業や中小企業の経営革新の推進に重要な役割を果たしている組合などの中小企業連携組織を育成・支援するため、中小企業連携組織対策予算を拡充していただきたい。

# 3. 消費税の引上げ議論反対

# 中小企業支援税制の抜本的強化

景気回復と中小企業の事業継続、事業活動の活性化を図るために、次の事項の実現等をお願いいたしたい。

- (1) 不安感を煽る消費税率の引上げや引上げ議論は景気回復の足を引っ張りかねないことから、当面行わないこと。
- (2) 事業用資産に係る包括的な軽減措置を認める制度の充実・強化など、中小企業の事業継続を可能とする事業承継税制を確立すること。
- (3) 中小法人に対する法人税の軽減税率の引下げとその適用所得範囲の引上げなど、中小企業の事業活動活性化のための中小企業関係税制を改善・整備すること。
- (4) 創業組織である企業組合等の法人税率の引下げなど、創業・起業、中小企業の新事業 展開のための税制措置を確立すること。
- (5) 中小企業政策とリンクした形で税制上の中小企業の範囲の見直しを行うこと。

## 4. 中小企業のすみずみまで行き渡る金融対策の実施

長期にわたるデフレ不況に苦しむ中小企業を金融面から支援するため、次のような、すみ ずみまで資金が行き渡る金融支援措置を講じていただきたい。

- (1) 公的資金注入行のうち中小企業向け貸出増加計画未達の銀行は、改善のための具体的なプランを策定し、金融庁はその実施による結果を出すよう、強力な指導監督をすること。
- (2) 政府系中小企業金融機関の機能を将来も維持・強化し、中小企業の金融セーフティネット機能を充実すること。
- (3) 中小企業が信用保証協会を利用しやくするために、信用保証協会の「基金補助金」、中小企業総合事業団の「保険準備基金」「融資基金」を増額し、信用補完制度を拡充すること。
- (4) 担保・個人保証に依存した現行の融資慣行を抜本的に見直し、無担保でも融資できる 融資慣行の確立、第三者保証の新規借入分からの廃止、経営者個人保証の債務範囲の 限定等の金融手法を導入すること。
- (5) 中小企業高度化事業について、貸付手続の簡素化、既往借入に対する返済条件の緩和・金利負担の軽減を図ること。

# 秋の叙勲・褒章受章の方々(会員関係)

# ~本会 五嶋会長 藍綬褒章受章~

平成15年度、秋の叙勲・褒章受章者が決定され、本会会員関係では次の方々がその栄誉に 輝かれております。心からお慶び申し上げますとともに、今後のさらなるご活躍をお祈り申し 世紀日小授章

架 谷 憲 洋 (70歳)
功績:自動車整備事業振興功労主要経歴現 石川県自動車整備商工組合理事長現住所:金沢市泉野出町2-9-2

地日双光章現住所:金沢市泉野出町2-9-2

地日双光章現住所:金沢市泉野出町2-9-2

地日双光章現住所:金沢市第6-28-1

松尾久基(76歳)
功績:業務精励(金融業)主要経歴現石川県中小企業振興功労主要経歴現石川県中小企業団体中央会理事現住所:河北郡高松町字高松ラ15

新 出 馨 (72歳)
功績:交通安全功績主要経歴現 稲島市河井町21部64-2

廣 田 豊 春 (76歳)
功績:畜産物加工業振興功労主要経歴現石川県中小企業団体中央会会現は所:輪島市河井町21部64-2

黒 保 憲 吉 (66歳)
功績:生活衛生功労主要経歴現石川県中外企業団体中央会会現である。 古川県ビルメンテナンス協同組合理・長現住所:能美郡根上町五間堂町乙8 上げます。

元 石川県自動車整備商工組合 理事

現 石川県中小企業団体中央会 会長 現 住 所:輪島市河井町2部155-2

現 石川県ビルメンテナンス協同組合 理事長 現 石川県中小企業団体中央会 理事 現 住 所:石川郡野々市町本町3-25-5

# 平成16年度 経済産業省重点施策決定!

経済産業省は、来年度の重点施策として、以下の3つの柱を軸に、今、日本が集中的に取り組むべき重要課題を決定しました。

# I. チャレンジ社会の再興事業再生

チャレンジ精神がみなぎり、活力あふれる社会の実現に向けて、これまで、産業再生、事業 再生、創業、企業促進に向けた制度整備等に取り組むとともに、セーフティネットの整備に努 めてきた。このような制度整備が進む中、次のステップとして重要なのは、実際に多くの人が チャレンジしていく社会を実現していくことである。

そのため、産業の血液である事業資金について、不動産担保に依存した従来型の銀行融資に 頼るのではなく、担い手の多様化や金融手法の多様化を図ることにより、産業金融機能を強化 し、中堅・中小企業を始めとした企業・個人のチャレンジを支えていく。また、経済を牽引し ていく人材の育成、チャレンジする中小企業や個人の成長支援を重点的に講じる。

同時に、本格的な少子高齢化時代を迎える中、人々が思い切ってチャレンジできるように、 年金制度の持続性の確保、経済との両立や質の高い健康サービス業の創造・育成を図っていく。

# Ⅱ.日本ブランドの確立等を通じた競争力の強化

貿易・投資の自由化が進展し国際競争が熾烈化する中、日本が中長期的な発展を実現していくためには、東アジア等の活力を日本経済に取り込んでいくことが不可欠である。こうした観点から、内外の市場において日本が強みを有する製品、産業等の魅力、すなわち「日本ブランド」の魅力の一層の強化を図っていく。そのため、知的創造活動を確実に日本ブランドの魅力の向上につなげていく知的財産戦略の推進、こうした製品・商品等の価値の向上支援、「東アジアビジネス圏」の形成等による内外市場環境の整備が一体となった「J-ブランド構想」を推進する。

同時に、重点4分野を中心とした産業競争力強化に直結する技術開発の強化・充実、研究開発型ベンチャーの創出、育成等によりイノベーションを推進し、新しい強みが不断に生まれてくる「科学技術創造立国」の実現を図る。また、安心、便利な社会の実現につながるITの利活用を集中的に促進することで、世界最高水準のIT国家の実現を図る。

# Ⅲ.新しい環境・エネルギー社会の構築

環境に調和する形で、内外の情勢変化に柔軟に対応できる安定的なエネルギー供給システムを実現することは、経済社会の持続的な成長、安定的な発展の前提である。その際、環境調和、資源小国といった制約を、逆に活力の源泉と捉え、競争力の強化を同時に図っていく。

昨今の地球環境問題への更なる関心の高まり、エネルギー需給構造の変化に的確に対応するため、関東圏における電力需給問題も念頭に置きつつ、環境・エネルギー施策の見直しを図っていく。具体的には、原子力安全に関する信頼の回復に努め、一層安定的な電力システムの実

現を図るとともに、水素エネルギー等を活用した分散型エネルギー社会の構築等も視野に入れ、 現在検討中の「エネルギー基本計画」も踏まえ、環境・エネルギー社会の中長期的な在り方に ついて検討を進めていく。

なお、来年度の経済産業省概算要求は、一般会計 9,595 億円(前年度比 703 億円増)となっており、そのうち中小企業対策費は 1,446 億円(前年度比 150 億円増)が計上されている。

# 重点施策のポイント

# 経済の活性化

# I チャレンジ社会の 再興

### 【重点施策】

- 1. 産業金融機能の抜本的な強化
  - 一資金供給の担い手や手法の多様化
  - 一過度の不動産担保依存からの脱却
- 2. 経済を牽引する人材の育成
  - 若年者のためのワンストップサービスセンターの整備
  - 一高度専門人材の育成
  - 一企業・新事業開拓を目指す挑 戦者の育成・輩出
- 3. 新たな取組みを行う個人・中小 企業の成長支援
  - 一技術力や財務基盤の強化
  - 一潜在力のある中小企業等への一体的支援
- 4. 少子高齢化と経済活性化の両立
  - 一年金制度改革
  - ―健康サービス産業の創造・育成

### 【継続・強化していく施策】

- 1. 産業再生・事業再生の一層の 円滑化
- 2. 意欲・潜在力のある中小企業の 支援
  - ―セーフティネットの確保
  - 一中小企業再生支援協議会の活用等

# Ⅱ 日本ブランドの 確立等を通じた 競争力の強化

### 【重点施策】

- 1. 日本ブランドの確立(「J-ブランド構想 | の推進)
  - 一知的財産戦略の推進
    - ・世界最高レベルの迅速・的 確な特許審査の実現
  - ・模倣品、海賊版対策の強化等
  - 一日本ブランドの価値向上支援
  - 一内外市場環境の整備
  - ・経済連携・ODAの活用による 「東アジアビジネス圏」の形成
  - ・WTO新ラウンドへの対応
- 2. イノベーションの推進
  - 一フォーカス21の強化·充実 等 一民間における技術革新システ
  - 一民間における技術革新システ ムの改革
  - 一産業クラスターの深化・発展
- 3. ITの利活用による社会革新
  - 一先導的な分野におけるITの 利活用の促進
  - ─IT導入のための基盤整備の 推進

### 【継続・強化していく施策】

- 1. 対日直接投資の促進
- 2. 経済取引の基盤となる市場ルールの構築

# Ⅲ 新しい環境・ エネルギー社会

### 【重点施策】

- 1. 原子力に関する安全安心の確立
- 2. 安定的な電力供給に向けた取組
  - 一電力の広域融通の体制整備
  - 一分散型エネルギーの導入促進
  - ―ピーク需要抑制のための対策
- 3. 新エネルギーの活用
  - ―燃料電池普及拡大の促進
  - 一風力・バイオマス発電等の導 入促進
- 4. 長期エネルギー需要見通し等の 検討

### 【継続・強化していく施策】

- 1. 環境と経済の両立に向けた取組
  - ―地球温暖化対策の遂行
  - 一循環型経済社会の構築
  - 一環境市場の拡大に向けた取組等
- 2. 省エネルギー対策の推進
- 3. 石油・天然ガス政策

# IV 質の高い公的サービスの効率的な提供

- 1. 世界最高の電子政府の構築
  - ―手続きのオンライン化
  - 一業務・システムの最適化計画の 策定
- 2. 「モデル事業」、「政策群」の推進
  - 一「モデル事業」(電子経済産業 省の構築)の推進
  - 一若年者失業対策等の「政策群」 の推進
- 3. 公的サービス提供主体・手法の多様化
  - 一国の関与のあり方や公的サービスの供給主体・手法の見直し
  - 一独立行政法人制度の効率的、効果的な運用

# 保証制度の創設について(石川県信用保証協会)

石川県信用保証協会では、このたび10月1日より、下記のとおり保証制度を創設しましたのでその要綱についてお知らせします。

記

	サポートファンド保証制度
目 的	潜在成長力と事業継続の可能性を十分に有する中小企業者の資金需要に簡易迅速に対応し、もって当該中小企業者の経営改善、発展に資することを目的とする。
保証対象者	原則として、1年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営んでいる中 小企業者であって、取引金融機関が潜在成長力と事業継続の可能性を十分に有す ると審査判断したもの。
取扱金融機関	約定書締結金融機関であって、石川県信用保証協会と「サポートファンド保証に 係る覚書」を締結している金融機関とする。
資 金 使 途	事業経営に必要な「運転資金」及び「設備資金」、ただし、設備資金については、 原則として不動産取得資金は除く。
保証限度	3,000 万円 ただし、普通保証及び経営安定関連保証の無担保保証枠の範囲内とする。
保 証 期 間	7年以内
貸付形式	証書貸付及び手形貸付
貸付利率	金融機関所定利率
信用保証料率	普通保証の無担保保証枠利用 年 1.35% ただし、過去の返済が順調であった事業者については、0.05%、そのうち貸出リスクの小さい事業者については、さらに 0.05%を割引いた料率を適用する。
連帯保証人について	個人の場合は1名以上、法人の場合は代表者を含めて2名以上、ただし、原則と して第三者保証人は徴求しない。
担保	不要
返 済 方 法	元金均等返済、又は一括返済 (最長1年まで)
申 込 手 続	信用保証委託申込書に「サポートファンド」と朱書し、資格要件回答書(写)、 経営安定関連保証を利用する場合は市町村長の認定書(原本)及びその他必要書 類を添付し申し込むものとする。
その他	この制度は、この要綱の他、約定所並びに本制度に係る事務取扱要領等によるものとし、一般保証に準ずるものとする。

○詳しくは…

石川県信用保証協会 企画部企画課 金沢市尾山町 9 番 25 号 TEL (076)222 — 1522

へお問い合わせ下さい。

# 石川県中小企業団体事務局協議会創立 20 周年 記念式典開催される

10月9日(木)午後3時より、石川県中小企業団体事務局協議会創立20周年記念事業が約70名の参加のもと、金沢全日空ホテルにて開催されました。

まず、記念講演として、日本銀行金沢支店の鈴木茂支店長から「最近の金融経済動向について」という演題でお話をいただきました。

主な内容としては、"日銀短観は、全体としては良くなっていない(北陸はより悪い)が、これは非製造業があまり良くないから。"、"平成14年はリストラと不良債権処理を優先し、増収と設備投資を先送りした年"、"企業体質改善は貸借対照表及び損益計算書上の改善が基本。そのためには不良債権の処理と借入金返済を最優先課題として取り組む必要がある"、"設備投資と内需拡大を行えば景気回復の加速度は上昇する。"とのことでした。

記念式典では、先にお亡くなりになられている協議会の第2代会長 池野五郎氏、第4代会長 金子哲夫氏に対して、黙祷を捧げました。続いて、来賓の谷本正憲石川県知事、山出保石川県市長会会長代理、赤穂敏広金沢市助役、五嶋耕太郎中央会会長より祝辞をいただきました。その後、中央会五嶋会長より、協議会の発展に貢献された、第5代会長土井潔氏、第6代会長松尾登氏に対して感謝状が贈呈されました。

式典に引き続き、記念パーティが行われ、参加者は、事務局協議会の20年の歩みに想いを めぐらせながら、大いに語らい、盛会のうちに終了しました。



鈴木支店長による講演



記念式典のようす



土井氏へ感謝状贈呈



松尾氏へ感謝状贈呈







パーティのようす

# ~ キーワードは"超協知"~

時代が変わっても枠を超えて手を携え 力を合わせて突き進む。 その意義と成果は変わらない。

# ◆石川県中小企業団体事務局協議会 概要

創立 昭和58年8月1日

創立総会 昭和58年8月25日

所 在 地 金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター本館3階

石川県中小企業団体中央会内

会員数 90名(9月末日現在)

# ◆数字で見る 20 年の活動

・127会員 …創立総会に参加した会員(組合事務局)数。

・37 回 ……人材養成・組織強化などを目的とした研修会の開催数。

・16 回 ……先進地などを対象とした視察研修会の開催数。

・85 回 ……業種別・組合運営研究会の開催数。

・54 回 ……地域別・組合運営研究会の開催数。

・13 回 ……異業種組合交流研修会の開催数。

・ 7 回 ……組合事務局実態調査及び報告の実施回数。

・14 回 ……組合関連情報提供事業の実施回数。

# 海外視察研修事業(韓国)報告

県内中小企業及び組合等が最近の国際経済環境の変化に的確に対応し、今後健全な発展を遂げていくため、海外にある現地企業等の視察研修を実施し、中小企業の若手後継者、経営者及び組合等の幹部役職員が国際的視野に立った知識を習得することを目的として、標記視察研修が10月6日(月)~8日(水)2泊3日の日程で17名の参加者のもと開催されました。

# [内 容]

# 10月6日 (ソウル)

[東大門地区の夜間営業専門大規模小売店舗(斗山タワー)視察] 1992年2月オープン

- ・トウタ (DOOTA) と呼ばれ、地下 2 階から 7 階まで約 2,000 店ものファッション関連の店舗が出店している大型ファッションビル。
- ・百貨店経営をモデルにしており、定期セールやファッション ショーなどの企画イベントやセンスの良い品揃えなどで東大 門地区の他店舗との差別化を図っている。

特にファッションに関する衣類市場として広く知られている。



・閉店時間が午前5時とあって、深夜のショッピングを楽しむ外国人観光客が多く見られる。

# 10月7日 (ソウル)

### 「韓国通信㈱< KT 科学館>]

韓国においては、官民一体のIT推進の風潮、通信各社の競争、大都市中心の住宅事情により短期間にブロードバンド市場が拡大した。

- ・従来の ADSL サービスに加え、2002 年からは VDSL を使った 50Mbps 級の高速ネットサービスや FWA など幅広いアクセス回線を提供。
- ・サービスの加入者は既に500万世帯、また韓国全体では、ADSLやVDSLの普及率は実に
  - 70 %超。2003 年の年末までにブロードバン ド加入者は1.250 万世帯に達する見込み。
- ・中小企業向けの ASP サービスの強化。韓国 には中小規模の企業が多く、オンラインコン テンツやアプリケーション構築をアウトソー スするケースが多くみられる。
- ・次世代ネットワークは、ADSL、NESPOT、 来年にも韓国で開放される見込みの無線アク



セスといった各種アクセス手段を統合し、固定的なモバイル IP を使って携帯電話、車載端末などへも透過的にコンテンツを提供できる環境を整備。端末の違いを超えたアクセス環境を提供できるネットワークインフラを構築し、自らのパートナーとなるサービスプロバイダーが利用者のパイを広げることを目指している。

・家庭内のHGW(ホームゲートウェイ)を中心にネット家電やセキュリティシステムなど を統合する各種ホームデジタルサービス環境の整備

# [世界遺産の水原華城視察]

- ・ソウル市内から南へ約40km、約1時間
- ・李氏朝鮮時代の城郭都市であり、まわりには新しい市街地が広がる。
- ・1794年建設着手し96年完成。37万6,350人の動員により築造され、東西南北に4つの楼門を備える。城を取り囲む石積みの壁の総延長は約5.5kmに及ぶ。火砲を使用するための防御施設が目立つ。
- ・石とレンガを使用したヨーロッパの築城技術を取り入れた東洋初の城郭であり韓国で最も 美しい城郭として知られる。
- ・1950年朝鮮戦争により大きな被害を受け、1975年から4年に亘り復元工事が行われた。





## [ソウル郊外の富川地区の外資系大規模小売店舗視察]

- ・欧州系スーパー元祖のカルフール 1996 年オープン
- ・3,600坪の大型ワンストップショッピングと高品質商品を低価格で提供している。
- ・大型のパーキングスペースの確保と幅広い品揃え、プライベートブランドを重点的に配置している。
- ・カルフールに隣接する韓国財閥スーパーのLGスーパーマーケット

1994年オープン/ 790坪

・カルフールに比べ、高級ブランドの品揃えが目立つ。カルフールは食料品スーパー、LGは大型百貨店という印象。





### 10月8日(仁川)

# [アール・ビー・コリア株式会社] (仁川広域市西区)

・研修会及び工場視察 1995年1月設立

アール・ビー・コントロールズとの合弁会社

電子点火装置、電装基盤、制御装置及びその他ソフトウェア、ハードウェアの研究開発、メインコントロール及びリモートコントロールを主にガス器具の制御装置の製造

「330運動」(3年計画・3%コストダウン・0不良) リンナイジャパンが競争時代の生き残りをかけて始め た運動をならい、設備面においても新システムを導入 し生産性、品質管理の向上を目指している。





## [リンナイコリア株式会社] (仁川広域市冨平区)

- ・研修会及び工場視察 VTR により会社の概要を視聴 1974年1月設立/昨年売上3千億ウォン/日本リンナイと の合弁会社/業務用・家庭用ガス器具の生産、販売/ 5,000 坪 従業員約800人
- ・品質改善、品質管理、物流管理、環境改善システムの導入
- ・IT 技術の進展に伴い、2004年よりデジタル化の予定
- ・業務用・家庭用ガス器具の生産、販売
- ・IT 技術の進展に伴い、2004年よりデジタル化の予定
- ・韓国の気候、食物事情、住宅事情に対応し 150 種以上のガス器具を製造
- ・冬季は24時間態勢でサービス提供をしている。

床暖房器具・・・毎年40万台販売

キムチ冷蔵庫・・・170万台(最近のヒット商品)

・工場団地のある仁川市は、国際空港開港により近年人口の増加が著しく、現在韓国第3位 の都市として発展中。港のある都市として、今後は中国との関係がより活発になると予想

される。





以上のように、この3日間の視察はスケジュール的にも毎日内容が濃く、充実したものであった。特にトラブルもなく無事に終了することができたが、今や日本のライバルと言える韓国を訪れ、その経済の"現場"を目の当たりにし、参加者一同は大いに刺激になったようだった。

# 第 55 回 中小企業団体全国大会開催



全国大会参加の方々

全国中央会と都道府県中央会の共催により、 10月30日「たゆまぬ挑戦 新たな飛躍」を統 ーテーマに、第55回中小企業団体全国大会が 東京都の渋谷公会堂において開催されました。

大会には、全国の中小企業団体の代表者 2,300 名が参加、石川県からは五嶋耕太郎中央会会長 をはじめ 31 名が参加し、中小企業の新世紀創造 の方策について鋭意討議を重ね、その自律的発 展に必要な施策について決議し、最後まで大会 を盛り上げました。

この度石川県中央会関係からご参加いただいた皆様には、あらためてお礼を申し上げます。 当日は、来賓として、小泉純一郎内閣総理大臣、中川昭一経済産業大臣、森英介厚生労働副 大臣、渡辺好明農林水産事務次官、望月晴文中小企業庁長官、松井英生同庁次長、西村雅夫同 庁経営支援部長、数井寛同庁創業連携推進課長、小風茂農林水産省食品産業企画課長、江崎格 商工中金理事長、水口弘一中小企業金融公庫総裁、二宮茂明国民生活金融公庫理事、見学信敬 中小企業総合事業団理事長、樋爪龍太郎独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長、角野敬明 雇用・能力開発機構副理事長、高澤廣人(財)全国下請企業振興協会専務理事、江口浩一郎 (社)全国信用保証協会連合会専務理事、保坂三蔵自由民主党代表、池口修二民主党代表の臨 席を得ました。

なお、全国中小企業団体中央会会長表彰として、優良組合37組合、組合功労者69名、中央会優秀専従者22名が表彰され、石川県からは組合功労者として次の2名の方が表彰されました。

- ・金谷 信彦 (石川県パン協同組合 理事長)
- ·林 貞夫(金沢魚商業協同組合 理事長)

あらためて受彰されたお二人に対し、お 祝いを申し上げます。

なお、次回の第56回中小企業団体全国 大会は、平成16年11月11日(木)、新潟 県「朱鷺メッセ」において開催されることと なり、大会旗が引き継がれ盛会の中、閉会 しました。



組合功労者表彰、金谷氏(左)、林氏(右)

# 決 議 事 項

- 1. 劇的な景気対策、デフレ対策の即時実施
- 2. 中小企業対策予算の抜本的拡充
- 3. 中小企業連携組織対策予算の大幅拡充と組合法等の改正
- 4. 中小企業のすみずみまで行き渡る金融対策の実施
- 5. 消費税の引上げ議論反対、中小企業支援税制の抜本的強化
- 6. 信用組合に対する支援の充実・強化
- 7. 中小企業の I T化推進支援策の充実・強化
- 8. 中小企業に配慮した労働政策の実施
- 9. 若年者に対する産業教育、就業対策の充実強化
- 10. 環境・リサイクル対策支援の拡充
- 11. 魅力ある中心市街地形成と中小商業・サービス業の活性化支援強化
- 12. 不当廉売の防止、下請取引の適正化等公正取引の強力な推進
- 13. 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現



小泉首相の祝辞



中川経済産業大臣の祝辞

# 宣言

革の痛みは、中小企業と中高年齢労働者に集中して現われている。経済を支える底力である中小企業は困窮を極めている。加えて、構造改長期にわたるデフレ不況から脱却するための方途が見えない中、日本

され、日本経済も崩壊に追い込まれること必定である。 今、景気回復政策に舵を切らない限り、中小企業は壊滅の危機に立た革の系みに、中小分業と中語を描め信えに集中してあれれている。

小企業への金融対策にも万全を期するべきである。雇用の創出を実現しなければならない。さらに、厳しい状況にあえぐ中気対策を即断・実行し、デフレ経済からの脱却、民間需要の拡大、新規従来の制約にとらわれず、今こそ中長期的な展望を持って、大胆な景

の期待に応えていくために必要な重点事項を決議した。大会を開催し、我が国中小企業が、時代のニーズに即応して積極的にそ「たゆまぬ挑戦 新たな飛躍」を合言葉に、五十五回目の記念すべき全国本日、全国の中小企業団体の代表二、三〇〇名は首都東京に集結し気回復に逆行するマイナスの景気対策となることを認識すべきである。他方、かかる時期に、消費税率の引上げなどの議論をすることは、景

本大会が決議した事項を早急に実現すべきである。希望と勇気を持って、明るい展望を切り拓いていくことができるよう、政府は全国四百七十万余の中小企業が、その活力を最大限に発揮し、

造に向け、大きく翔くことを期する。連携組織に相互の力を結集し、希望と活力に満ちた新しい経済社会の創を契機に、企業家精神をさらに発揮しつつ、中小企業組合を始めとする域・分野において、懸命の努力を続けてきたところである。本日の大会 我々中小企業もまた、我が国経済の活力の源泉として、それぞれの地

右宣言する。

第五十五回中小企業団体全国大会

成十

五年

十月三十

日



国歌斉唱



ホテルからの眺望



会場内の様子



鶴岡八幡宮にて

# 組合青年部代表者会議、組合青年部都道府県交流会開催される

本年度第1回目となる組合青年部代表者会議、組合青年部都道府県交流会は、11月6日 (木) に製造業関係、11月7日(金) に商業関係の組合青年部を対象に金沢市のホテル六華苑 にて開催されました。両日とも午後5時から代表者会議、午後6時30分から交流会が行われ ました。

まず、代表者会議では、両日とも青年中央会 長池会長の挨拶に続いて、今回のテーマである「青年部からビジネスチャンスの情報を発信する仕組みづくりについて」、参加青年部代表者1人1人から、現在の青年部活動に関する取り組み事例、悩み、問題点や今後青年中央会に求めるものについて、意見や質問を受けた後、それらに対する検討や意見交換を行いました。

この他、来年2月5日に静岡県浜松市で開催される組合青年部全国交流会において、ビジネスサポート交流会も併せて開催されることについての説明や出展募集が行われました。また、現在青年中央会で取り組んでいる各委員会(ユニバーサルデザインに関する勉強会、スローフードに関する勉強会等)について紹介がなされました。

◎参加者……11月6日:17人、11月7日:8人

続いて開催された交流会では、専門家として北村労務会計事務所の税務部長 東 正徳 氏を

迎え、「改正消費税のポイント」というテーマで説明をいただきました。来年4月1日の改正に向けて、非常に有意義な説明でした。また、説明の後、参加者による青年部活動に関する意見交換等々が行われました。

◎参加者……11月6日:14人

11月7日: 8人



代表者会議 (製造業関係)



代表者会議 (商業関係)



交流会(製造業関係)

# 青年中央会会員交流ゴルフ大会開催される

平成15年10月17日(金)、金沢カントリー倶楽部において、石川県タイヤ商工協同組合青年部の協賛を得て、会員交流ゴルフ大会が開催されました。

当日は、18人が参加し、爽やかで気持ちのよい秋晴れのもと、プレーを存分に楽しみました。

また、プレー終了後、和気あいあいとした雰囲気の中で表彰式並びに懇親会が行われ、 会員相互の交流を深めました。

○優勝 車 豊氏(写真中央)

石川県自動車車体整備協同組合

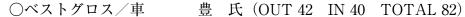
青年部会

○第2位 北村 美智夫 氏(写真左)

石川県タイヤ商工協同組合青年部

○第3位 河村 友幸 氏(写真右)

金沢洋家具工業協同組合青年部





# 中央会女性研修会開催される

中央会会員組合及び会員企業の女性職員を対象とした中央会女性研修会が10月24日 (金)午後3時から、ホテル日航金沢において開催されました。

当日は、女性職員等92名という大勢の参加を得、講師に株式会社NIE.E 総合研究所代表取締役 細矢明信氏を迎え、「情報の取り方活かし方セミナー」というテーマでご講演をいただきました。日経新聞を使用して新聞記事の見方についての説明を受けるなど、実践的な研修となりました。また、研修会終了後、交流懇談会が行われました。



研修会の様子



交流懇談会の様子

# 中央会パソコン研修会開催される

中央会パソコン研修会が8月中旬から10月上旬まで、全46回にわたり開催され、のべ730名の方々が受講されました。

今年度は、金沢会場(石川県ソフトウェア研修開発センター研修室及び工業試験場トライアルセンター研修室: 36回開催)だけではなく、小松会場(株式会社イーブ研修室: 7回開催)、七尾会場(七尾勤労者総合福祉センター ワークパル七尾研修室: 3回開催)においても開催されました。

内容的には、Word、Excelの基本ソフトウェアから、インターネット、ホームページ作成、Access、PowerPoint、Wordで作るPOPなどの実用的なソフトウェア研修まで幅広い内容で開講され、また、無料ということもあり、コースによっては募集後数日で定員に達するなど、大変人気を集めた事業となりました。



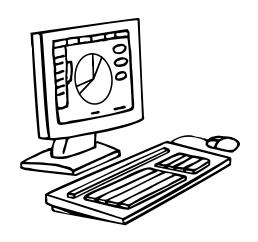
金沢会場



小松会場



七尾会場



Word Excel powerpoint

# 個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応する ため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催する ことになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。 相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

# 一日 程一

TEL 076 - 267 - 7711 担当 組織振興課・元木まで

開催日	時 間	内 容	専門相談員
12月10日(水)	$10:00 \sim 12:00$ $13:00 \sim 15:00$	税務・経営相談 法 律 相 談	税理士 坂 井 昭 衛 弁 護士 久 保 雅 史

# =場 所=

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター本館3階 石川県中小企業団体中央会 会議室

# 決算関係書類等の提出について

組合は、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に決算関係書類を所管行政 庁に提出することが法律上義務付けられています。

<u>3年連続して提出を怠りますと、休眠組合と見なされ解散整理の対象となります</u>ので必ず決算関係書類を提出するようにして下さい。

役員変更届は、役員に変更があった場合、全員再任された場合に関わらず 改選期ごとに提出する必要がありますのでご注意下さい。

なお、中央会宛に2部(行政庁用1部、本会控え用1部)ご提出いただければ、本 会経由で行政庁へ提出いたします。

また、定款変更を考えられている場合は、総会等で決議する前に一度中央会までご相談下さい。

※石川県では、昭和56年休眠組合の一括整理実施後、3年毎に組合法第106条第2項の規程に基づく恒久的措置(1年以上継続して事業を行っていない組合に対して命令を出し、職権により法人登記を抹消する)を実施しています。

# まず、チェック 働くルールの 最低賃金

# 石川県最低賃金 時間額 645円

石川県最低賃金は、平成14年10月1日の改正で日額が廃止され、時間額のみとなっています。 石川県最低賃金の金額は、平成13年10月1日の改正から時間額645円に据え置かれています。

☆この最低賃金は、パートタイマー、臨時工、アルバイトを含め、県内全ての事業場に働く労働者に適用される地域別最低賃金です。

☆事業場の業種によっては、この石川県最低賃金よりも金額が高い産業別最低賃金が適用されます。 ☆賃金の支払い方法が日給制や月給制の場合は、その賃金額を時間額に換算して最低賃金と比較 して下さい。

☆臨時に支払われる賃金、賞与、時間外労働、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は最低賃金に 算入されません。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署又は石川労働局労働基準部賃金室までお問い合わせください。

石川労働局賃金室 TEL 076 (265) 4425 七尾労働基準監督署 TEL 0767 (52) 3294 金沢労働基準監督署 TEL 076 (292) 7946 加賀労働基準監督署 TEL 0761 (72) 1230 小松労働基準監督署 TEL 0761 (22) 4231 穴水労働基準監督署 TEL 0768 (52) 1140

石川労働局ホームページ http://www.roudou.go.jp/ にも説明を掲載しておりますのでご覧下さい。

# 新 JIS マーク制度への移行支援のための 相談窓口の設置について

このたび、中部経済産業局産業技術課内に「新 JIS マーク制度への移行支援のための相談窓口」が設置されました。

JIS 制度につきましては、本年6月17日に開催されました日本工業標準調査会(JISC)第5回総会において、「新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会報告書」が取りまとめられ、これを踏まえて、平成17年度までには工業標準化法の改正を含めた取り組みが実施される見込みとなっています。

このような状況の中で、(1) 現行の工業標準化法上で既に認定を受けている JIS 工場から新 JIS マーク制度への移行措置についての御相談、(2) 新 JIS マー

ク制度における製品認証登録機関を目指される公的試験機関、中小企業団体、民間企業等からの御相談や、(3)資材を調達する地方公共団体、エンドユーザーである一般消費者からの御相談が、今後増えてくるものと予想されることから、こうした相談にお応えするために設置することとなったものです。

# 「新 JIS マーク制度への移行支援のための相談窓口」

**T** 460-8510

名古屋市中区三の丸二丁目5番2号 中部経済産業局産業企画部 産業技術課内

電 話: 052-951-0253 (ダイヤルイン) E-mail: QZCHBNG1@meti.go.jp

· 当:八木、山田(全)、小林

# パートタイム労働指針が変わりました ~10月1日から適用~

パートタイム労働指針は、パートタイム労働法に基づいて、パートタイム労働者の 適正な労働条件の確保と雇用管理の改善に関して、事業主が講じなければならない措 置をわかりやすく定めたものです。

この改正で、パートタイム労働者と正社員との間の均衡を考慮した処遇の考え方が 具体的に示されるとともに、事業主の方が講ずべき措置が追加されました。

事業主の方は、パートタイム労働指針の内容について十分ご理解いただき、パートタイム労働者の「適正な労働条件の確保」・「雇用管理の改善」に向けて、適切な措置を講ずるように努めてください。

# 改正パートタイム労働指針のポイント

- 1. パートタイム労働者の雇用管理の改善などのための措置を講ずるに当たっての基本的な考え方は、パートタイム労働者について、労働者保護法令を守るとともに、就業の実態、正社員との均衡などを考慮して処遇するというものです。中でも正社員と職務が同じパートタイム労働者については、正社員との均衡を考慮するに当たっては、次の①、②のような考え方を踏まえてください。
  - ① 人材活用の仕組みや運用などが正社員と実質的に異ならないパートタイム労働者 パートタイム労働者と正社員との間の処遇の決定方法を合わせる(同一の処遇 決定方式)などの措置を講じた上で、意欲、能力、経験、成果などに応じて処遇 することにより、正社員との均衡の確保を図るように努める。
  - ② 人材活用の仕組みや運用などが正社員と異なるパートタイム労働者 パートタイム労働者の意欲、能力、経験、成果などに応じた処遇についての措置などを講ずることによって、正社員と処遇の均衡を図るように努める。
- 2. パートタイム労働者から正社員へ転換するための条件の整備に努めてください。
- 3. パートタイム労働者の職務の内容、意欲、能力、経験、成果などに応じた処遇に ついての措置を講ずるように努めてください。
- 4. 労使の話合いを促進する次の①~③の措置を実施するように努めてください。
  - ①パートタイム労働者から、雇い入れた後、本人の処遇について説明を求められた ときは、説明するように努める。
  - ②パートタイム労働者の雇用管理の改善などの措置を講じるときは、パートタイム 労働者の意見を聴く機会を設けるための適当な方法を工夫するように努める。
  - ③パートタイム労働者から処遇について苦情の申出を受けたときは、事業所内の苦情処理の仕組みを活用するなどして、自主的な解決を図るように努める

問合せ先:石川労働局雇用均等室(TEL 0 7 6 - 2 6 5 - 4 4 2 9)

# 平成 15 年工業統計調査の実施について ~製造事業所の皆様へ~

経済産業省

経済産業省では、工業統計調査を平成15年12月31日現在で実施します。

この調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として調査します。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、大学や民間の研究機関等においても広く利用されるところです。

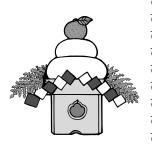
皆様から提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いいたします。

# 中央会 年末・年始の業務について

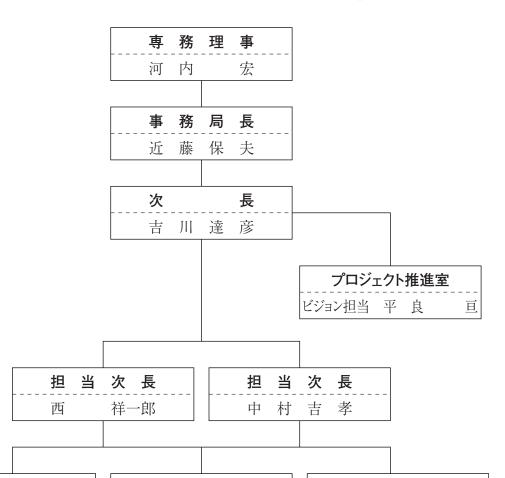
当会の、年末・年始の業務日程は下記のとおりとなりますので、あらかじめお知らせいたします。

記

日付	日 程
12月26日 (金)	仕事納め
27 日 (土)	
28日 (日)	
29日 (月)	
30 日 (火)	
31日 (水)	年末年始休暇
1月1日(木)	
2日(金)	
3日 (土)	
4日(日)	
5日 (月)	仕事初め



# 新事務局体制及び事務局新規採用職員紹介



# 組織振興課

長/広 沢 昇 課長補佐/深 見 正 裕 長/見 貴 係 谷 夫 主 事/元 木 康 博 事/表 真 美 主

# 情報企画課

(兼)課長/中 村 吉 孝 長/岩 和 倉 博 長/高 俊 邑 生. 事/遠 藤 正 樹 主 記/藤 祥一朗 田

総 務 課 長/河 村 幸 信 課長補佐/吉 田 貴 長/保志場 千 秋 事/梶  $\prod$ 嘉 彦 記/新 めぐみ 谷



新 谷 めぐみ (総務課・書記)

10月から中央会に入りました新谷めぐみと申します。今年の春社会人になったばかりで、まだまだわからないことが多く、他の職員の方々に助けられながら毎日がんばっています。

少しでも皆さんの役に立てるよう一生懸命がんばります のでご指導、ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

# 小規模企業共済制度について

小規模企業共済制度とは、小規模企業の個人事業主又は会社の役員の方が廃業された場合、 その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度 で、いわば「事業主の退職金制度」といえるものです。

# 制度の特色

# 安心確実な国の制度

- ・小規模企業共済法に基づいた制度
- ・国が全額出資している中小企業総合事業団が運営
- ・掛金は共済金等の原資として100%充当(制度運営経費は国が負担)
- ・受給権は差押禁止債権として保護されています

## 掛金にも共済金にも税制上のメリット

- ・掛金は全額所得控除
- ・共済金は「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」

## ライフプランに合わせた共済金の受取り方法

・共済金の受取りは「一括」・「分割(10年/15年)」または「一括と分割の併用」が選択可能 (分割で受けとられる場合は一定の要件が必要です)

### 事業資金等の貸付制度も充実

・納付した掛金総額の範囲内で事業資金等の貸付け

(一般貸付……簡易迅速な貸付け)

(特別貸付……傷病災害時貸付け/創業転業時貸付け/新規事業展開等貸付け/福祉対応 貸付けなど、低利で貸付け) (一定の要件が必要です)

# 制度が改正されます

平成 15 年 6 月 18 日に「小規模企業共済法の一部を改正する法律」(平成 15 年法律第 88 号) が公布され平成 16 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

本共済制度の長期的安定性の確保のために、共済金等の額を引き下げることや資産運用環境の変化に即応できるよう、共済金額規定等を政令事項化したこと、新規契約者貸付制度創設・既存貸付制度の拡充などが、主な改正点です。

制度改正内容について簡単にご案内いたします。

# 制度改正内容について

## 背景と経緯

現下の厳しい資産運用環境下においては、制度設計上必要としている運用利回り (=予定利

率)を上回ることは困難であり、その結果平成10年度以降決算において当期損失金を計上し、 平成13年度末の欠損金は3,629億円(資産に占める割合は4.75%)という状況でした。

中小企業政策審議会経営安定部会では、現在の運用環境が継続した場合、現行の制度のままでは平成23年度末には1兆円を超える欠損金が発生するという試算が行われ、予定利率を1.0%とし共済金等の額を引き下げることが必要であると報告されました。

## 改正内容

共済金額規定等の政令事項化……資産運用環境の変化に迅速に対応可能とする為に、共済金額等の規定が法律から政令に変更されました。但し政令で制定する際には必ず中小企業政策審議会等の議を経ることが実行上のルールとされました。

また、この政令事項化に伴い分割共済金の分割支給率も政令で定められています。

<u>共済金額等の変更</u>……平成16年4月1日以降共済事由が発生した場合、新たに政令で定められた金額等が適用されます。なお、新たに定められた共済金額等は、予定利率1%の水準で算定されています(下表参照)。

また、予定利率の引き下げに併せて、分割支給率も引き下げられています。

契約者貸付けの創設及び拡充……平成16年4月1日以降、「緊急経営安定貸付制度」が創設される予定です。経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障をきたしている場合にご利用いただけます。また既存の一般貸付。特別貸付も貸付利率の引き下げ、限度額の引き上げ、要件の緩和を行っています。

**前納減額金の減額割合の変更**……前納された場合の割引率が、予定利率を引き下げたことに 伴い引き下げられる予定です。

短期掛金区分に係る解約手当金算定方法の改善……解約手当金の場合、12ヶ月未満の掛金 区分は従来掛け捨てとなっていましたが、他の掛金区分が12ヶ月以上ある場合は、共済金同 様当該短期掛金区分も算定対象に加えることになりました。

資産運用に係る責任の明確化……本制度をより安全で効率的に運用するため、事業団役員の法令遵守・禁止行為等の行為準則及び、運用の基本方針作成義務化等責任の明確化が規定されました。

### 重要なポイント

**既得権保証**……従来の法律改正時同様、既得権である法律改正前までの期間に係る共済金等の額は保証されています。

### 基本共済金の額(掛金月額10,000円の場合)

【現仃】			
	掛金総額	A共済金	B共済金
60月	600,000円	652,600円	635,600円
120月	1,200,000円	1,430,000円	1,351,600円
180月	1,800,000円	2,356,000円	2,158,400円
240月	2,400,000円	3,458,000円	3,078,000円
360月	3,600,000円	5,737,200円	5,294,000円



【改正後】

4,348,000円

A共済金	B共済金
621,400円	614,600円
1,290,600円	1,260,800円
2,011,000円	1,940,400円
2,786,400円	2,658,800円

4.211.800円

中央会共済特集!~中央会共済30周年記念キャンペーン実施中~

中小企業の福利厚生制度の充実を目的とした中央会共済も 今年で30周年を迎えました。

今回は皆さんの身近な話題の中から、中央会共済の 活用方法をお届け致します。



# 役員退職金対策

経営者の退職金は、従業員と違い、当然に受取れるものではありません。会社に尽くしてきた役員の退職金の準備は大変重要です。

# 役員退職金の役割

- ①悠々自適の老後生活を送るため (ご勇退退職金)
- ②万一の場合の、遺族の生活保障に(死亡退職金・弔慰金)
- ③相続対策(納税・分割)の資金のため

十分な役員退職金の準備がなければ、相続発生時に、相続税の 納税や財産の分割がスムーズにできず、自社株が後継者に承継 できなくなります。

# ■役員退職金の適正額の目安

法人税法等では役員退職金の過大部分は損金不算 人とされていますので、注意しなければなりません。 具体的には次の算式により計算した金額を、役員退 職金の適正額の目安としていることが多いようです。

# <算式>役員退職金の適正額の目安

### 最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率

例:150万円×30(年)×3=13,500万円 無この算式における功績哲率は、代表取締役の場合で3倍程 度までといわれています。

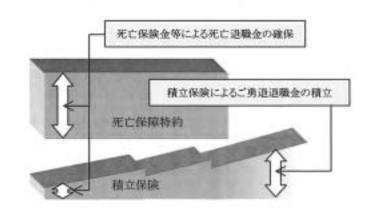
■中央会共済オーナーズプラン I型 A タイプ「ザ・ベクトル」は、死亡退職金(弔慰金)、 ご勇退退職金の両方を同時にご準備いただけます。

役員退職金の準備で忘れてならないこと は、「死亡退職」と「生存退職」の両方を考え、 対策することです。

積立だけで準備する場合、いつ発生すると も限らない「死亡退職」への準備は不足がち です。

「ザ・ベクトル」なら、主契約の積立保険に、 特約による死亡保障が付加されていますから、万一の場合にも、死亡保険金により退職 金の原資が準備できます。生命保険ならでは のメリットと言えます。

まさに、ご加入のその時から、役員退職金 のご準備が整うのです。

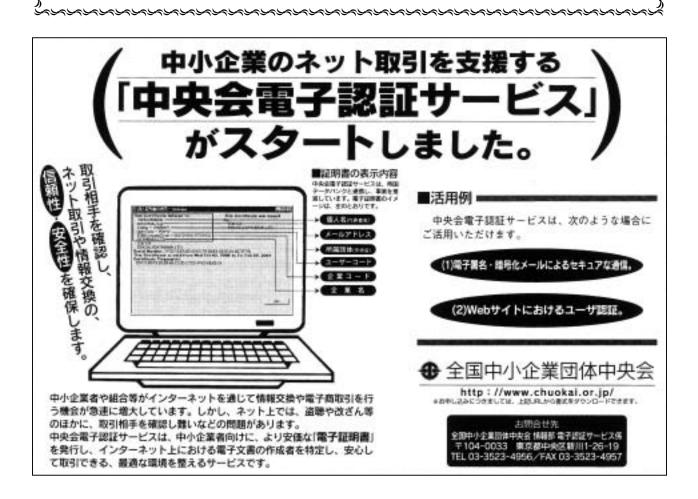


※この文書はH15.7 現在の税額等に基いた記載です。税制改正等があった場合には記載の内容と相違する場合があります。
※共済制度ご加入に励しては、必ず所定のパンプレットをご一該下さい。

# 計算書類の公開を支援します

~商法の規定に基づく貸借対照表の公開を全国中央会のホームページで!~

- ●株式会社は、「貸借対照表又はその要旨」を「官報」又は「日刊新聞紙」で「公告」することが義務づけられていますが、平成14年4月1日から、この「公告」に代えて、「インターネット上での貸借対照表の公開」ができるようになりました(商法第283条第4項、第5項)。
- ●有限責任の会社形態である株式会社は株主・債権者に対する閲覧謄写のほか、一般公衆 (これから新たに取引関係に入ることを考えている者など)への計算書類の公開が不可欠 の条件とされ、従来から「公告」が義務づけられていました(商法第283条第3項)。
- ●自ら積極的に情報をオープンにして競争に臨むことが会社に対する評価を高め、新たな 取引先の開拓、商機の拡大につながります。
- ●官報又は日刊新聞紙による「公告」あるいはホームページでの「公開」により積極的に ディスクロージャーに取り組むことが貴社の評価を高めます。
- ●これから自社ホームページを作成し貸借対照表を掲載する作業に手間をかけたくないという場合には、低廉な費用で全国中央会ホームページに掲載し、「公開」することができます(年間1件当たり10,000円消費税込み)。
- ●「公告」か「公開」をしない場合には、100万円以下の科料に処せられることとなっています(商法第498条第1項)。



# 定期更多数个的方式 上海小型子打一多一便还利用老川

石川県では、上海を中心とする地域(上海市、江蘇省、浙江省など)との間で経済、文化、教育等様々な面での交流が進展している中で、上海と小松を結ぶ定期便を開設することが、こうした交流を支える基盤として必要だという声が、経済界をはじめ県内の各層から上がっています。

このたび、石川県より、この年末年始を皮切りに定期便の開設に向けた、本格的なチャーター便の実績作りへの取り組みに対する上海・小松チャーター便利用の協力依頼がありました。

本会会員・傘下組合員、そしてそのご家族の皆様方にも是非ともこの機会にチャーター便の 搭乗にご協力のほどお願い申し上げます。

# 上海・小松チャーター便での渡航要領

1. 航空会社:中国東方航空

# 2. 旅行日程

	予定出発時間		予定到看時間
平成15年12月27日(土)	11:30 ~	30日(火)	17:30
30日(火)	18:30 ~1月	3日(土)	17:30
平成16年 1月 3日(土)	18:30 ~	6日(火)	17:30
6日(火)	18:30 ~	9日(金)	17:30

※なお、応募者が多い旅行日については、変更をお願いすることもありますので、予めご了 承下さい。

# 3. 旅行コースと参加費用 (参加費用は出発日により異なります。)

別紙「旅行コース」参照

※なお、一人部屋及びビジネス席を希望の場合は、追加料金が必要となります。

# 4. チャーター便旅行代理店の指定

### 別紙「利用申込書」参照

申込書の提出があった後、代理店から連絡が入ります。

また、指定のない場合でも別紙記載のいずれかの代理店から連絡が入ります。

# 5. その他

パスポートの取得には、10日間程度要しますので、お持ちでない方は早めに手続き願います。

毎日応募を受け付けます。先着順にて申込みを受付け、今のところ、締切日は、12月3日 (水)とさせていただいておりますので、お早めにお願いいたします。

※なお、石川県では、この年末年始だけではなく、来年3月~7月にかけても、週2便ペー スで計30~40便を就航させる予定で調整中です。今後、日程・内容等が決まりましたら ご案内します。

# 6. お申込み・お問合せ先

別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、本会までFAXにてお申込み下さい。

<お 申 込 み 先> 中央会 FAX: (076) 267 - 7720

<お問合わせ先> 石川県企画開発部空港企画課

電 話: 076 - 225 - 1337 担 当:石井、西本、岩池

# 旅行コース(実際のものとは一部異なります。)

寧 =食事

# ときめき上海4日間ときめき上海5日間

日次	内容・食事・宿泊地
1	夕刻又は夜:小松 ・ 上海 夜:上海着 着後ホテルへご案内します。 □□ 上海
2	午前:上海市内観光 豫園と上海老街等へご案内します。 午後:上海
3	午前:上海市内観光 中国一の超高層ビル「金茂大厦」(グランドハイアット) 88階の展望台より市内を一望します。 その後、歩行者トンネル「観光随道」にて外灘へ 賑わう外灘を散策後、上海博物館にご案内しま す。 午後:自由行動 エネルギッシュな街・上海を思い思いのプラン でお楽しみください。
4	出発まで自由行動 午後:上海 *・小松 夕刻:小松着

4日間出発日	旅行代金<大人	お一人様代金>
4日间出光日	お値打ちコース	満足コース
■12月27日(土)出発	94,800 円	99,800 円
■ 1月3日(土)出発	59,800 円	64,800 円
■ 1月 6日(火)出発	54,800 円	59,800 円

日次	内容·食事·宿泊地
1	タ刻又は夜:小松 ♥ 上海 夜:上海着 着後ホテルへご案内します。 □□ 上海
2	午前:上海市内観光 豫園と上海老街等へご案内します。 午後:上海
3	午前:上海市内観光 中国一の超高層ビル「金茂大厦」(グランドハイアット) 88階の展望台より市内を一望します。 その後、歩行者トンネル「観光随道」にて外灘へ 賑わう外灘を散策後、上海博物館にご案内しま す。 午後:自由行動 エネルギッシュな街・上海を思い思いのプラン でお楽しみください。
4	終日:自由行動
5	出発まで自由行動 午後:上海 🐈 小松 夕刻:小松着

	旅行代金<大人お一人様代金>	
5日間出発日	お値打ちコース	満足コース
■12月 30日(火)出発	104,800 円	109,800 円

日次	内容・食事・宿泊地
	夕刻又は夜:小松 ∳ 上海
1	夜:上海着 着後ホテルへご案内します。 □□ 上海
2	午前:専用車にて「千年古鎮」の周荘へ 太鼓橋など水郷古鎮の景色を満喫してください。 その後、専用船にて同里へ,着後バスにて蘇州へ 昼食は蘇州ラーメンをはじめとする蘇州点心料理 をお楽しみください。 午後:蘇州市内観光 寒山寺、虎丘斜塔と刺繍研究所を訪れます。 夕刻:蘇州 杭州 夜:名物「こじき鶏」などの杭州料理を召し上がりく
	ださい。
3	午前:杭州観光 中国の絶世の美女・西施にちなんで名付けられた西湖遊覧で西湖十景の世界をお楽しみください。その後、西冷印社と六和塔にご案内します。 午後:杭州 上海 着後、上海市内観光。洋館が立ち並ぶ外灘と南京路の自由散策をお楽しみください。 夜:上海家庭料理の夕食をお楽しみください。
4	出発まで自由行動 午後:上海 🐪 小松 夕刻:小松着

4口目出 癸口	旅行代金<大人	、お一人様代金>
4日間出発日 	お値打ちコース	満足コース
■12月27日(土)出発	99,800 円	104,800 円
■ 1月3日(土)出発	64,800 円	69,800 円
■ 1月 6日(火)出発	59,800 円	64,800 円

# 

日次	内容・食事・宿泊地
	夕刻又は夜:小松 ╬ 上海
1	夜:上海着 着後ホテルへご案内します。 □□ 上海
	午前:専用車にて「千年古鎮」の周荘へ
	太鼓橋など水郷古鎮の景色を満喫してください。
	その後、専用船にて同里へ、着後バスにて蘇州へ
	昼食は蘇州ラ―メンをはじめとする蘇州点心料
	理をお楽しみください。
2	午後:蘇州市内観光
	寒山寺、虎丘斜塔と刺繍研究所を訪れます。
	夕刻:蘇州 🌉 杭州
	夜:名物「こじき鶏」などの杭州料理を召し上がりく
	ださい。
	午前:杭州観光
	中国の絶世の美女・西施にちなんで名付けら
	れた西湖遊覧で西湖十景の世界を楽しみくだ
	さい。その後、西冷印社と六和塔にご案内しま
	す。
3	午後:杭州 🌉 上海
	着後、上海市内観光。洋館が立ち並ぶ外灘と
	南京路の自由散策をお楽しみください。
	夜:上海家庭料理の夕食をお楽しみください。
	● 上海
4	終日:自由行動
4	上海
	出発まで自由行動
5	午後:上海 ∳ 小松
	タ刻:小松着 🐷 □□

5 口間山 癸 口	旅行代金<大人	お一人様代金>
5日間出発日	お値打ちコース	満足コース
■12月 30日(火)出発	109,800 円	114,800 円



# フリープラン上海4・5日間

日	次	内容•食事•宿泊地	
1	1	夕刻又は夜:小松 🐓 上海	
		夜:上海着 着後ホテルへご案内します。	口口 上海
	2	終日:自由行動	
2	٠	各種オプショナルツアーを用意しております	r.
	3		
3			
	4		讏□□上海
		出発まで自由行動	
4	5	午後:上海 🗣 小松	
		夕刻∶小松着	

4口間山冬口	旅行代金<大人	、お一人様代金>
4日間出発日	お値打ちコース	満足コース
■12月27日(土)出発	89,800 円	94,800 円
■ 1月3日(土)出発	54,800 円	59,800 円
■ 1月 6日(火)出発	49,800 円	54,800 円

5 口間山 癸 口	旅行代金<大人	お一人様代金>
5日間出発日	お値打ちコース	満足コース
■12月 30日(火)出発	99,800 円	104,800 円

Н 申込日 郵送又は、FAXにて送付ください

FAX: 076-267-7720 TEL:076-267-7711 〒920-8203 金沢市駿月2-1 石川県中小企業団体中央会総務課 梶川

利用申込書 上海・小松チャーター便

郶 彩 噩 圄 쉐

協力依賴部局

自宅電話番号   1 全	株本電話番号   会 社 名   A ス 大	株 名   大ス本	株型電話番号   大大大   1	(中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国)	升	連絡先				
所有目所 株帯電話番号	##電話番号	株職 (銀 (	株式   所	###電話等号			由允賴斯海身 審由蘇邦米申	社体	耕	旅行日程。
	~ 平成15年12月30日(火)         ~ 平成16年 1月 3日(土)         ~ 平成16年 1月 6日(火)	一       平成15年12月30日(火)         一       平成16年1月3日(火)         一       平成16年1月3日(火)         一       平成16年1月9日(火)         一       平成16年1月9日(火)         一       平成16年1月9日(火)	一 平成15年12月30日(火)       3         一 平成16年1月3日(火)       (人)         一 平成16年1月9日(水)       (人)         一 平成16年1月9日(水)       (人)				概念電配置で 携帯電話番号		旅行 程	"i = 77.5   旅行   旅行日 コース 程
	一 平成15年12月30日(火)         一 平成16年1月3日(火)         一 平成16年1月3日(火)         一 平成16年1月3日(火)         一 平成16年1月6日(火)	— 平成15年12月30日(火)         — 平成16年1月3日(大)         — 平成16年1月3日(大)         — 平成16年1月3日(大)         — 平成16年1月3日(大)         — 平成16年1月9日(大)         — 平成16年1月9日(大)         — 平成16年1月9日(大)	一 平成15年12月30日(火)       3         一 平成16年1月3日(火)       3         一 平成16年1月3日(火)       3         一 平成16年1月9日(火)       3         一 平成16年1月9日(火)       3	- 平成15年12月30日(水) - 平成16年1月3日(上) - 平成16年1月9日(上) - 平成16年1月9日(金) - 平成16年1月9日(金) - 平成16年1月9日(金) - 平成16年1月9日(金)						
	一 平成15年12月30日(火)         一 平成16年1月3日(火)         一 平成16年1月3日(火)         一 平成16年1月3日(火)         一 平成16年1月3日(火)	一 平成15年12月30日(火)       3         一 平成16年1月3日(火)       3         一 平成16年1月3日(火)       3         一 平成16年1月3日(火)       3         一 平成16年1月9日(火)       3         一 平成16年1月9日(火)       3	→ 平成15年12月30日(火)  → 平成16年 1月 3日(上)  → 平成16年 1月 9日(火)  ○ 平成16年 1月 9日(火)	<ul> <li>□ 平成15年12月30日(火)</li> <li>□ 平成16年1月3日(火)</li> <li>○ 平成16年1月6日(火)</li> <li>○ 平成16年1月9日(金)</li> <li>○ 平成16年1月9日(金)</li> <li>○ 「「「」」</li> <li>○ 「」」</li> <li>○ 「」</li> <li>○ 「</li> <li>○ 「<td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></li></ul>						
	一 平成15年12月30日(火)         中成16年1月3日(火)         一 平成16年1月3日(火)         一 平成16年1月3日(火)         一 平成16年1月6日(火)	— 平成15年12月30日(火)       ①         — 平成16年1月3日(火)       ○         — 平成16年1月3日(火)       ○         — 平成16年1月9日(火)       ○         — 平成16年1月9日(火)       ○         — 平成16年1月9日(火)       ○	一 平成15年12月30日(火)       ①         一 平成16年1月3日(火)       ②         一 平成16年1月3日(火)       ②         一 平成16年1月9日(火)       ③         一 平成16年1月9日(水)       ③	<ul> <li>一 平成15年12月30日(水)</li> <li>一 平成16年1月30日(水)</li> <li>一 平成16年1月9日(水)</li> <li>一 平成16年1月9日(水)</li> <li>一 平成16年1月9日(金)</li> <li>「</li></ul>						
	一 平成15年12月30日(火)         一 平成16年1月3日(火)         一 平成16年1月3日(火)         一 平成16年1月3日(火)         一 平成16年1月6日(火)	一       平成15年12月30日(火)         一       平成16年1月3日(火)         一       平成16年1月3日(火)         一       平成16年1月9日(火)         一       平成16年1月9日(火)         一       平成16年1月9日(火)	一 平成15年12月30日(火)       3         一 平成16年1月3日(火)       (人)         一 平成16年1月9日(水)       (公)         一 平成16年1月9日(水)       (公)         一 平成16年1月9日(水)       (公)	<ul> <li>本 平成15年12月30日(火)</li> <li>本 平成16年1月3日(大)</li> <li>本 平成16年1月9日(金)</li> <li>金 平成16年1月9日(金)</li> <li>金 平成16年1月9日(金)</li> <li>金 平成16年1月9日(金)</li> <li>金 平成16年1月9日(金)</li> </ul>						
	一 平成15年12月30日(火)         中成16年1月3日(火)         一 平成16年1月3日(火)         一 平成16年1月3日(火)         一 平成16年1月6日(火)	— 平成15年12月30日(火)         — 平成16年1月3日(火)         — 平成16年1月3日(火)         — 平成16年1月3日(火)         — 平成16年1月9日(火)         — 平成16年1月9日(火)         — 平成16年1月9日(火)	一 平成15年12月30日(火)       3         一 平成16年1月3日(火)       3         一 平成16年1月3日(火)       3         一 平成16年1月9日(火)       3         一 平成16年1月9日(火)       3         一 平成16年1月9日(火)       3	<ul> <li>一 平成15年12月30日(水)</li> <li>一 平成16年1月30日(水)</li> <li>一 平成16年1月9日(水)</li> <li>一 平成16年1月9日(金)</li> <li>一 平成16年1月9日(金)</li> <li>一 平成16年1月9日(金)</li> <li>一 平成16年1月9日(金)</li> <li>一 平成16年1月9日(金)</li> <li>一 平成16年1月9日(金)</li> </ul>						
	本 平成15年12月30日(火)         本 平成16年1月3日(火)         本 平成16年1月3日(大)         本 平成16年1月3日(大)         本 平成16年1月6日(火)	→ 平成15年12月30日(火)       ●         → 平成16年1月3日(火)       ●         → 平成16年1月6日(火)       ●         → 平成16年1月9日(火)       ●         ● 平成16年1月9日(金)       ●	平成15年12月30日 (火)     平成16年 1月 3日 (上)     平成16年 1月 9日 (会)     平成16年 1月 9日 (会)     平成16年 1月 9日 (会)     平成16年 1月 9日 (会)	<ul> <li>本 平成15年12月30日(火)</li> <li>本 平成16年1月3日(火)</li> <li>本 平成16年1月6日(火)</li> <li>本 平成16年1月9日(金)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li></ul>						
	一     平成15年12月30日(火)       一     平成16年1月3日(土)       一     平成16年1月6日(大)       一     平成16年1月6日(大)	- 平成15年12月30日(火) - 平成16年1月3日(上) - 平成16年1月6日(火) - 平成16年1月9日(火) - 平成16年1月9日(火)	平成15年12月30日 (火)     平成16年 1月 3日 (上)     平成16年 1月 9日 (火)	本 平成15年12月30日(火)       3         本 平成16年1月3日(火)       (2)         本 平成16年1月9日(水)       (3)         本 平成16年1月9日(金)       (6)         (7)       (6)         (8)       (6)         (7)       (7)         (8)       (6)         (7)       (7)         (8)       (8)         (9)       (9)         (9)       (9)         (1)       (1)         (2)       (3)         (4)       (6)         (7)       (7)         (8)       (9)         (9)       (9)         (1)       (1)         (2)       (3)         (4)       (4)         (5)       (4)         (6)       (6)         (7)       (7)         (8)       (9)         (8)       (9)         (8)       (9)         (9)       (9)         (1)       (1)         (2)       (3)         (4)       (4)         (5)       (6)         (6)       (6)         (7)       (7)         (8)       (9)						
	** 平成15年12月30日(火)         ** 平成16年1月31日(火)         ** 平成16年1月3日(火)         ** 平成16年1月6日(火)			- 平成15年12月30日 (火) - 平成16年 1月 3日 (上) - 平成16年 1月 6日 (火) - 平成16年 1月 9日 (金) - 「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「						
	- 平成15年12月30日(火) - 平成16年1月3日(土) - 平成16年1月6日(大) - 平成16年1月6日(火)	- 平成15年12月30日(火) - 平成16年12月30日(火) - 平成16年1月3日(土) - 平成16年1月6日(火) - 平成16年1月9日(金)	- 平成15年12月30日(火) - 平成16年12月30日(火) - 平成16年1月3日(土) - 平成16年1月6日(火) - 平成16年1月9日(金)	<ul> <li>○ 平成15年12月30日(火)</li> <li>○ 平成16年1月3日(土)</li> <li>○ 平成16年1月6日(火)</li> <li>○ 平成16年1月9日(金)</li> <li>○ 平成16年1月9日(金)</li> <li>○ ○ 平成16年1月9日(金)</li> <li>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</li></ul>						
	~ 平成16年 1月 3日 (土) ~ 平成16年 1月 6日 (火)	~ 平成16年 1月 3日 (土) ~ 平成16年 1月 6日 (火) ~ 平成16年 1月 9日 (金)	<ul> <li>▼ 平成16年 1月 3日 (土)</li> <li>▼ 平成16年 1月 9日 (金)</li> <li>○ 平成16年 1月 9日 (金)</li> </ul>	<ul> <li>平成16年 1月 3日 (土)</li> <li>平成16年 1月 6日 (火)</li> <li>平成16年 1月 9日 (金)</li> <li>(百)</li> <li>(百)</li> <li>(五)</li> <li>(五)<td></td><td>~ 平成15年12月30日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></li></ul>		~ 平成15年12月30日				
→ 平成15年12月30日 (火)		の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	**	~ 半放10年 1月 9日(金) 		<ul><li>平成16年1月3日</li><li>平成16年1月6日</li></ul>		指定の有る場合は、以 ② 熱ジェイティービー金 	下から選ん 沢支店	っでください。
平成15年12月30日(火) 平成16年1月3日(大) 平成16年1月9日(火) 平成16年1月9日(金)	(P) (Q) (Q) (Q) (Q) (Q) (Q) (Q) (Q) (Q) (Q	) (C) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E				江南水郷舟の旅ー上海·周荘・蘇州・杭州4日間		<ul><li>⑨ (株)農協観光石川支店 ※なお、指定のない場合</li></ul>	i でも上記②	②~③の会

フリープラン上 海5日間 ときめき 上 海5日間 江南 水郷 舟 の 旅ー上海・周荘・蘇州・杭州5日間 11 # <

# <記載上の注意>

(1) 連絡先は連絡のとれる住所を記載下さい。

(2) 「会社名・団体名」の欄には「 部局

(3) 「パスポートの有無」の欄には、ある場合は「有」となしの場合は「無」と記載下さい。

課名」まで記載下さい。

- (4) 「旅行日程とコース」の欄には、第1希望と第2希望をそれぞれ記載下さい。
- (5) 「旅行会社の希望」の欄は、特定の希望会社がある場合は、2の旅行会社の番号を記載いただき、希望のない場合は、①として下さい。

※なお、申込みの登録は先着順とさせていただきますので、お早めにお申し込みください。(最終締切日12月3日 郵送の場合当日消印有効)